

令和 8 年度新発田市住宅取得補助金事業の改正内容

2.補助対象者

項目	改正後	改正前
共有名義による 申請者の持分割合	持分を割合に関わらず 有していること	2 分の 1 以上

3.対象建物、条件

項目	改正後	改正前
新築分譲共同住宅 (複数年工期) の購入	建築中のときは売買契約締結後 であっても申請可能とします。 ※ただし、申請する年度内に住民票を 異動し完了実績報告を提出する必要 があります。	定めなし

7.提出関係書類 (交付申請時)

項目	改正後	改正前
公共下水道排水設備等接続 の場合の添付書類	不要	新発田市公共下水道排水設備 等接続誓約書の添付

8.完了実績報告

項目	改正後	改正前
公共下水道排水設備等接続 の場合の添付書類	建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 第 5 項に規定する検査済証の写し (新築の場合)	新発田市下水道排水設備検査 済証の写し等 (公共下水道接続 の場合)
完了実績報告の期限	居住開始後、速やかに (3 月第 2 週の金曜日が期限)	居住開始日から起算して 1 月を 経過する日まで 又は 3 月第 2 週の金曜日のいず れか早い日